

参考資料3

**全国健康保険協会の
業績に関する評価結果について
(令和6年度)**

(保険局長伺い定め)
平成 23 年 2 月 4 日決定
平成 23 年 12 月 7 日改定

全国健康保険協会業績評価に関する検討会について

1. 目的

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされている全国健康保険協会（以下「協会」という。）の事業年度ごとの業績の評価にあたり、第三者の視点を取り入れた適切な評価等を行うことを目的として開催する。

○ 健康保険法（抄）

（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

2. 職責

- 全国健康保険協会業績評価に関する検討会（以下「検討会」という。）は、協会の事業年度ごとの業績の評価及び分析等を行う。
- 検討会は、協会が全国健康保険協会役員退職手当規程の規定に基づき、協会を退職した役員の退職手当の額の算定にあたり、厚生労働大臣が決定する「業績勘案率」について審議を行う。

3. 構成

- 検討会は、学識経験者をはじめ、事業主の立場、ユーザー（被保険者）の立場、財務会計の専門家、保険者機能の専門家などの有識者で構成する。
- 座長は、検討会の構成員の中から選出することとする。
座長は、検討会の事務を総理し、検討会を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。

4. 運営

- 検討会の庶務は、厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室において処理する。
- 1 から 4 までに定めるものほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めることとする。

全国健康保険協会業績評価に関する検討会 構成員

いとう あきひさ
伊藤 彰久 (連合総合生活開発研究所 副所長)

おぜき じゅん
尾関 純 (ちよだ税理士法人代表社員税理士 公認会計士)

にしむら まりこ
西村 万里子 (明治学院大学法学部 教授)

ふるい ゆうじ
古井 裕司 (東京大学未来ビジョン研究センター
データヘルス研究ユニット 特任教授)

もりした ただし
森下 修至 (モリシタ株式会社 代表取締役社長)

令和6年度 業績評価結果一覧表

令和6年度総合評価 A

●個別評価

1. 基盤的保険者機能関係

	令和6年度評価項目				令和5年度評価項目				令和5年度			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価
(1)健全な財政運営	高	高	A ^{※2}	A	健全な財政運営				高	高	A ^{※2}	A
(2)業務処理体制の強化と意識改革の徹底	-	高	A ^{※2}	A	業務改革の推進				-	高	A ^{※2}	A
(3)サービス水準の向上	-	高	A ^{※1}	A	サービス水準の向上				-	高	A ^{※1}	B
(4)現金給付等の適正化の推進	-	-	B ^{※2}	B	現金給付の適正化の推進				-	-	B ^{※2}	B
(5)レセプト点検の精度向上	-	高	B ^{※1}	B	効果的なレセプト内容点検の推進				-	高	S ^{※1}	A
(6)債権管理回収と返納金債権発生防止の強化	-	高	B ^{※1}	B	返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進				-	高	B ^{※1}	B
(7)DX(デジタルransformーション)の推進	高	高	A ^{※1}	A					-	-	-	-

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

[判定基準]

[S]:令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合。

[A]:令和6年度計画を上回る成績を得ていると認められる(対計画値20%以上で、か~目標において困難度が「高く」されている場合)。

[B]:令和6年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値60%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高く」されている場合)。

[C]:令和6年度計画を下回っていると認められる(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値60%未満で、かつ目標において困難度が「高く」されている場合)。

[D]:令和6年度計画を下回っており、業務の悪化を含めた根本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は士務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

[判定基準]

[S]:困難度を高く設定した目標について、目標の達成を大幅に上回っている。

[A]:困難度を高く設定した目標について、目標の達成を達成している。

[B]:目標の達成を達成している(A)と該当する事項を除く。

[C]:目標の達成を達成していない(D)に該当する事項を除く。

[D]:目標の達成を達成していない(主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜる必要があると認めた場合)。

令和6年度 業績評価結果一覧表

1. 健康保険

2. 戰略的保険者機能関係

	令和6年度評価項目				令和5年度評価項目			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価
I) データ分析に基づく事業実施	高	高	A※2	A	調査研究の推進	高	高	A※2 A
①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上	高	高	A※2	A		-	-	-
②外部有識者を活用した調査研究成果の活用								
③好事例の摸擬開講	高	高	A※2	A	コラボヘルスの推進	高	-	A※1 A
II) 健康づくり	-	-	B※2	B	保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	-	-	B※2 B
①保健事業の一層の推進								
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	高	B※1	B	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	高	高	B※1 C
③特定保健指導実施率及び質の向上	高	高	B※1	B	特定保健指導の実施率及び質の向上	高	高	B※1 C
④重定化予防対策の推進	高	-	B※1	B	重定化予防対策の推進	高	高	C※1 D
⑤コラボヘルスの推進	高	-	B※1	B	コラボヘルスの推進	高	-	A※1 A
III) 医療費適正化								
①医療費資源の適正使用	高	高	A※1	A	ジエネリック医薬品の使用促進	高	高	B※1 B
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	高	-	B※2	B	地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	高	高	B※1 C
③インセンティブ制度の実施及び検証	-	-	B※2	B	インセンティブ制度の実施及び検証	-	-	B※2 B
IV) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	-	-	B※1	B	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	-	-	B※1 B

*1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

[判定基準]
[S]：令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている（対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られると認められる場合、又は対計画値100%以下で、かつ目標に対して困難度が「高」とされたり、かつ質的に顕著な成果が得られない場合）。

[A]：令和6年度計画を上回る成果が得られている（対計画値120%以上、又は対計画値100%以上において困難度が「高」とされている場合、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。

[B]：令和6年度計画を達成している（対計画値80%以上、又は対計画値100%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。

[C]：令和6年度計画を下回っており、改善を要する（対計画値100%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされたり、又は目標が業務の改善その他の必要な措置を講ずることを命令する必要があると認めた場合）。

*2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

[判定基準]
[S]：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。
[A]：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満足している。

[B]：目標の水準を満足している（AIに該当する事項を除く）。

[C]：目標の水準を満足していない（Dに該当する事項を除く）。

[D]：目標の水準を満足しておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命令する必要があると認めた場合を含む本件的な業務の見直しが必要。

令和6年度 業績評価結果一覧表

II. 船員保険

1. 基盤的保険者機能関係

	令和6年度評価項目				令和5年度評価項目			
	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価
(1)健全な財政運営の確保	高	-	B ^{※2}	B	健全な財政運営の確保	高	-	B ^{※2}
(2)正確かつ迅速な業務の実施	-	高	A ^{※2}	A	正確かつ迅速な業務の実施	-	高	A ^{※2}
(3)適正な保険給付の確保	-	-	B ^{※2}	B	適正な保険給付の確保	-	-	C ^{※1}
(4)効果的なレセプト点検の推進	-	-	B ^{※1}	B	効果的なレセプト点検の推進	-	-	A ^{※1}
(5)債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	-	高	B ^{※1}	B	返納金債権の発生防止の取組の強化	-	高	B ^{※1}
(6)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進□	高	高	A ^{※1}	A	債権回収業務の推進			
(7)制度の利用促進	-	-	C ^{※1}	C	制度の利用促進	-	-	B ^{※1}
(8)福祉事業の効果的な実施	高	-	B ^{※2}	B	福祉事業の効果的な実施	高	-	B ^{※2}
(9)サービス向上のための取組	-	-	B ^{※2}	B	サービス向上のための取組	-	-	B ^{※1}

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」：令和6年度計画を量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られない場合）。

「A」：令和6年度計画を上回る成果が得られており、かつ質的に顕著な成果が得られている（対計画値100%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている場合）。

「B」：令和6年度計画を達成している（対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ質的に顕著な成果が得られない場合）。

「C」：令和6年度計画を達成するにあたっており、改善を要する（対計画値80%以上100%未満、又は対計画値60%未満）。

「D」：令和6年度計画を下回っており、業務の廃止を含められた本的な改善を求める（対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」：困難度を高く設定して目標について、目標の水準を満足している。

「B」：目標の水準を満足している（「A」に該当する事項を除く）。

「C」：目標の水準を満足していない（「D」に該当する事項を除く）。

「D」：目標の水準を満足しておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命じが必要。

令和6年度 業績評価結果一覧表

II. 船員保険

2. 戰略的保険者機能関係

	令和6年度評価項目	令和6年度			令和5年度評価項目			令和5年度		
		重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度
(1) 特定健康診査等の推進	高	高	B ^{※1}	B	特定健康診査等の推進	高	高	B ^{※1}	C	
(2) 特定保健指導の実施率の向上	高	高	B ^{※1}	B	特定保健指導の実施率の向上	高	高	B ^{※1}	C	
(3) 加入者の健康意識向上に対する支援	-	-	B ^{※2}	B	加入者の健康意識向上に対する支援	-	-	B ^{※2}	B	
(4) 加入者の禁煙に対する支援	高	-	C ^{※1}	C	加入者の禁煙に対する支援	高	-	B ^{※1}	B	
(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	-	-	B ^{※2}	B	船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	-	-	B ^{※2}	B	
(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	S ^{※1}	S	船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	S ^{※1}	S	
(7) ジェネリック医薬品等の使用促進	高	高	A ^{※1}	A	ジェネリック医薬品等の使用促進	高	高	A ^{※1}	A	
(8) 情報提供・広報の充実	-	-	B ^{※1}	B	情報提供・広報の充実	-	高	B ^{※1}	C	
(9) 調査・研究の推進	-	-	B ^{※2}	B	調査・研究の推進	-	高	S ^{※2}	A	

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

判定基準

「S」：令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、△は該計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高い」とされてしまう場合）。

「A」：令和6年度計画を上回る成果が得られていると認められる（対計画値120%以上で、かつ目標において困難度が「高い」とされている場合）。

「B」：令和6年度計画を達成していると認められる（対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高い」とされている場合）。

「C」：令和6年度計画を下回しており、改善を要する（対計画値80%以上で、かつ目標において困難度が「高い」とされている場合）。

「D」：令和6年度計画を下回しており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜる必要があると認めた場合）。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

判定基準

「S」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」：目標の水準を満たしていない（A）に該当する事項を除く）。

「C」：目標の水準を満たしていない（D）に該当する事項を除く）。

「D」：目標の水準を満たさず、主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

令和6年度 業績評価結果一覧表

III. 組織・運営体制関係

	令和6年度評価項目				令和5年度評価項目				
	重要度	困難度	自己評価	最終評価	重要度	困難度	自己評価	最終評価	
I-①人事制度の適正な運用	-	-	B※2	B	人事制度の適正な運用	-	-	B※2	B
I-②新たな人員配置のあり方の検討	-	-	B※2	B	OUTを中心とした人材育成	-	-	B※2	B
I-③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	-	-	B※2	B	人事評価制度の適正な運用	-	-	B※2	B
I-④働き方改革の推進	-	-	B※2	B		-	-	-	-
I-⑤風通しのよい組織づくり	-	-	B※2	B		-	-	-	-
I-⑥支部業績評価に通じた支部の取組の向上	-	-	B※2	B	支部業績評価の実施	-	-	B※2	B
II-①内部統制の強化	-	-	B※2	B	内部統制の強化	-	高	A※2	B
II-②個人情報の保護の徹底	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
II-③法令等規則の遵守(コンプライアンス)の徹底	-	-	B※2	B	コンプライアンスの徹底	-	-	B※2	B
II-④災害への対応	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
II-⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	-	-	B※2	B	リスク管理	-	-	B※2	B
II-⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	-	A※1	A	費用対効果を踏まえたコスト削減等 協会システムの安定運用	-	-	A※1	A
III-①協会システムの安定運用	-	-	B※2	B		-	-	B※2	B
III-②制度改正等にかかる適切なシステム対応	-	-	B※2	B	制度改正等にかかる適切なシステム対応	-	高	A※2	A
III-③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上	-	-	B※2	B		-	-	-	-
III-④中長期を見据えたシステム構想の実現	-	-	B※2	B	中長期を見据えたシステム構想の実現	-	-	B※2	B

*1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S：令和5年度計画を量的及び質的に上回る結果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において既達成が「高く」と認められる場合。」

「A：令和5年度計画を上回る成果が得られていると認められる場合、「高く」と認められる場合。」

「B：令和5年度計画を達成する結果が得られていると認められる場合、「高い」と認められる場合。」

「C：令和5年度計画を下回っており、改善を要する。対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高く」とされている場合。」

「D：令和5年度計画を下回っており、業務の廃止を含め根本的な改善を求める（対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜた場合）。」

*2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。」

「A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。」

「B：目標の水準を満たしていない（A）に該当する事項を多く。」

「C：目標の水準を満たしていない（D）に該当する事項を多く。」

「D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜた場合。」

(別紙)

厚生労働省発保1031第4号

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 殿

**全国健康保険協会の令和6年度における
健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果**

令和7年10月31日
厚生労働省

I. 評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるよう以し、もつて加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、保険者機能を十分に發揮するため、

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

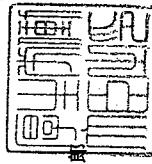
を基本コンセプトとして、事業運営に取り組んでいる。「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方を踏まえ事業運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績評価について、令和6年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況にかかる「総合的な評価」と、同事業計画に掲げた各項目について、協会が設定する重要度及び困難度も踏まえた「個別的な評価」を行った。

評価にあたっては、協会において平成30年度より事業の達成度を測るための目標値として重要業績評価指標（KPI）を設定しており、その達成に向けて取組を行っていることからKPIの達成度合等を把握して評価を行うこととし、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行うことを目的として、有識者を構成員とする「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、協会の当該事業年度の業績の評価及び分析等を行っている。

また、協会は公的医療保険において我が国最大の保険者であり、その財政運営などは、他の保険者の目印となる重要な位置づけにある。

本業績評価については、これらを踏まえて事業計画等の策定、見直し等に活用することにより、PDCAサイクルの推進を図っている。



厚生労働大臣 上野 賢一

令和7年10月31日

II. 総合的な評価

【評価 A】

各事業項目の個別的な評価は全 53 項目中、S が 1 項目、A が 12 項目、B が 38 項目、C が 2 項目、D が 0 項目となり、協会の令和 6 年度業務実績に関する評価基準に基づき、総合的な評価結果は A とする。この評価結果を踏まえ、今後の協会事業運営に臨まれたい。

なお、個別的な評価結果は別添のとおりである。

【健康保険】

1. 基盤的保険者機能関係について

保険者としての基本的な役割として、健全な財政運営のため協会の保険財政について加入者や事業主に情報発信を行った他、健康保険給付の申請書の受付から振込までの所要日数を 10 営業日以内とするサービススタンダードを設定してサービス水準の向上を図るとともに、業務処理体制の強化と職員の意識改革の徹底、現金給付の適正化の推進、レセプト点検の精密度向上、債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化、DX の推進等、様々な取組を行った。

特に、将来に向け安定的な財政運営を図る観点から、中長期的な視点による健全な財政性計を行い、関係者と十分な議論を尽くし平成保険料率を決定したことにより、業務マニュアル等に基づく事務処理の徹底により業務の標準化・効率化を進め、職員の意識改革に取り組んだこと、DX の推進に取り組んだことを評価する。

今後は、加入者や事業主へのきめ細やかな情報発信及び財政基盤強化のための医療費適正化等に関する積極的な意見発信に一層取り組むとともに、現金給付等の適正化への取組と並行して、債権の早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施するなど、更なる基盤的保険者機能の強化を図られたい。

また、各事業の推進により、継年に成果を上げている事業については、更なる保険者機能の強化に資する評価指標へ見直すことを検討すべきと考える。

2. 戰略的保険者機能関係について

保険者の基礎的な役割を果たした上で、より発展した保険者機能を發揮するため、本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上や外部有識者を活用した調査研究結果の活用、好事例の模擬開拓などの取組の他、保健事業の一層の推進、特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上、重症化予防対策の推進、コラボヘルスの推進、医療資源の適正使用、地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信、インセンティブ制度の実施及び検証、広報活動を通じた加入者

等の理解促進等、様々な取組を行った。

特に、医療費・健診データ等の分析結果の活用や外部有識者の調査研究成果などデータ分析等に基づく事業を実施したこと、事業の好事例を他支部へ横展開することにより効率的・効果的な事業運営を実施したこと、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化を推進したことを評価する。

今後は、特定健診及び特定保健指導の実施率の更なる向上に向けて、自治体などの関係機関と連携を強化するとともに、これまで実施してきたパイロット事業の効果検証を行い、先進的な事業の導入に取り組むなど、戦略的保険者機能の強化を図らねばならない。

また、特定健診や特定保健指導の受診率について、例年着実に伸展しているものの、依然として国が示す目標値には届いていない状況にあることや、各保健事業の取組の結果が医療費適正化効果へ反映されるまでには時間を要することから、継続的に取り組む事業を効率的かつ着実に進めることに加え、データ分析等に基づき、受診率向上に有益と思われる新たな施策を迅速に実施することや、実際に事業に取り組む支部の意欲向上に努めることも重要と考える。

【船員保険】

1. 基盤的保険者機能関係について

船員保険事業における基礎的な役割として、健全な財政運営のため、船員保険財政等について被保険者及び船舶所有者に丁寧な情報発信を行った他、加入者に良質なサービスを提供できるよう、現金給付は申請書の受付から振込までの期間を 10 営業日以内とする、サービススタンダードを設定し、給付サービスの向上を図ることとともに、適正な保険給付の確保、効果的なレセプト点検の推進、債権管理・回収と返納金債権の発生防止の取組強化、DX の推進、高額療養費等の申請審査、無線医療救助電話事業及び洋上救急医療援護事業等の福祉事業の効果的な実施、サービスの改善や向上のための取組等、様々な取組を行った。

特に、令和 8 年 1 月のシステム刷新や保険証廃止等に関する追加業務に対応しつつ、サービススタンダードの達成率を 100% とし、正確かつ迅速に業務を実施したことや、マイナ保険証利用促進に向けて、あらゆる機会を通じて積極的に周知広報を行い利用率の向上に努めたことを評価する。

今後は、高額療養費制度等の利用促進に向けて、加入者に対する再勧奨や制度の周知等を積極的に行い、更なる基盤的保険者機能の強化を図らねばならない。

また、健康保険事業における基盤的保険者機能と同様、継年に成果を上げてある事業については、更なる保険者機能の強化に資する評価指標へ見直すことを検討すべきと考える。

2. 駐留的保険者機能開発について

保険者として、より発展的な機能を發揮するため、特定健診等の推進、特定保健指導の実施率の向上、加入者の健康意識向上に対する支援の実施、加入者の禁煙に対する支援、船舶所有者の健康意識向上に対する支援、船舶所有者とのコラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、船員保険制度に関する情報提供・広報の充実、調査・研究の推進等、様々な取組を行った。特に、船舶所有者とのコラボヘルスの更なる推進のため、国土交通省や水産庁などの関係機関と連携を図り、「船員の健康づくり宣言」に関する周知広報を実施したことを評価する。

今後は、加入者、船舶所有者等に対する支援の強化に努めつつ、被保険者の乗船スケジュールに合わせた検診車を用いた巡回健診や、自治体と協働した集団健診の開催拡充、特定健診当日の初回面談実施の促進、ICTによるオンライン面談の実施の拡充、加入者に対する効果的な受診勧奨及び通知方法の工夫により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上等に取り組むなど、船員ならではの健康状態や生活習慣に応じた保健事業の設計を行うことで更なる戦略的保険者機能の強化を図られたい。

【組織・運営体制開発】

保険者機能を最大限発揮するため人材育成と体制強化を図るべく、人事制度の適正な運用と新たな業務のあり方を踏まえた人員配置の検討、人材育成、働き方改革の推進、風通しのよい組織づくり、支部の業績向上に向けた支部業績評価の実施、内部統制の強化、個人情報保護や法令等規則遵守の徹底、災害への対策、情報セキュリティ体制の整備、費用対効果を踏まえたコスト削減等に努めた。また、協会システムの安定運用、制度改革等に係る適切なシステム対応、業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上、中長期を見据えたシステム対応の実現等、様々な取組を行った。

特に、夏季休暇や看護等休暇の拡充や、治療サポート休暇、出生サポート休暇の新設により、仕事と生活の両立支援及び働き方改革の推進に取り組んだことと、マイナンバーカードと保険証の一体化等、制度改正にかかるシステムの改修を着実に進めたことを評価する。

引き続き、個人情報保護や法令等規則遵守の徹底に努めるとともに、生産性の向上と、意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりに向け、子育てや介護との両立など、職員のニーズの多様化などを踏まえた働き方改革を進め、職員のモチベーションとスキルの向上につながるよう人材育成や組織体制の強化を図られたい。

また、社会全体の動向を踏まえ、働き方改革など組織の状況を適切に把握で

きるよう、定量的な評価指標を設定することについても検討されたい。

【健康保険】

(別添)

1. 基盤的保険者機能開発

1) 健全な財政運営

令和7年度保険料率を決定するにあたり、令和11年度までの5年収支見通しに加え、今後10年間の収支見通しと準備金残高の試算を示した他、運営委員会委員の意見を踏まえ、直近の賃金上昇率や医療給付費の上振れ等も加味した複数の試算を行う事で、計4回にわたり運営委員会で議論を深めた。

協会の財政は、近年プラス収支が続いているものの、財政の赤字構造や高齢化に伴う拠出金の増加が見込まれることにより、今後も楽観を許さない状況である中、運営委員会等の場で十分に議論を尽くしたうえで、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から平均保険料率10%維持を決定した。

また、中長期的に楽観視できない協会の保険料率や保険料率の設定の仕組み等について周知広報に取り組むとともに、日本商工会議所等に協力を依頼し、機関誌やホームページ等に記事を掲載いただくなど積極的に情報発信を行った。各支部においては、第8次医療計画及び第4期医療費適正化計画の初年度として、データ等を活用した意欲的な意見発信を行った。

【重要度 高】

約4,000万人、約260万事業所が加入する協会は、被用者保険の最後の受け皿として公的な使命を担つており、安定的かつ健全な財政運営を行うことは重要度が高い。

【困難度 高】

協会の財政は、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造は解消されていないことに加え、高齢化の進展に伴う高齢者医療費の増大により、後期高齢者支援金の大額な増加が見込まれるなど、今後も楽観を許さない状況である。より一層の医療費適正化に取り組み、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくため、事業主や加入者の理解や協力を得て平均保険料率を決定することは、困難度が高い。

【評価 A】

令和7年度の保険料率の決定にあたり、運営委員会及び支部評議会で様々な意見がある中、運営委員会委員の意見を踏まえながら、収支見通しの追加試算を用いるなど丁寧な説明・対応により、運営委員会等の場で十分に議論を尽くし、将来に渡り安定した財政運営を図る観点から平均保険料率を決定したことを見評価する。

健全な財政運営を維持できよう、経済情勢等を踏まえた医療費の動向について、中長期的な視点から精緻に分析する他、医療費適正化対策等の取組の更

全国健康保険協会の業績に関する評価(個別的な評価)

なる推進が保険料率の上昇の抑制に繋がるといった観点や、事業主や加入者へのきめ細やかな情報発信に取り組むなど、健全な財政運営に努められたい。なお、本事業に設定されている困難度については、これまでの協会における健全な財政運営に資するノハハ等も含めて、その設定の在り方を検討したい。

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と業務品質の徹底

システムを最大限に活用した適用・徴収業務及び現金給付業務の実施、業務マニュアル等に基づく事務処理を徹底するとともに、加入者サービス向上のための職員の意識改革と多能化を進め、最適な事務処理体制の構築に取り組んだ。また、全国業務部長会議を開催し、支部の業務運営に対する見直しの契機を認識させる他、本部が支部を訪問し取組や業務進捗状況等を把握したうえで、支部管理者へ助言・指導を行うことで、マネジメント強化に努めた。

【困難度 高】

業務改革の推進は、基礎的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組であるが、その実現には業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進し、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるにはステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

【評価 A】

事務処理体制の強化による生産性の向上や統一的な事務処理の徹底により、現金給付支払いまでの平均所要日数の短縮など、加入者サービス向上として結果が出ていることを評価する。

引き続き、各支部の業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、個人及び組織としての生産性の向上に努められたい。

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

② サービス水準の向上

健康保険傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）の申請書の受付から支給までの所要日数について、10日間以内をサービススタンダードとすることで、サービスの向上を図っている。
令和6年度の対象現金給付の総件数は2,219千件であり、前年度より24千件増加しているが、業務の標準化・効率化等による事務処理体制の改善を行うことにより、サービススタンダードの達成率は100%を達成し、申請受付から支払までの平均所要日数は5.63日（令和5年度6.19日）と、10営業日以内の

目標水準を遵守した。
また、各種給付金申請は郵送可能であることをホームページ等により広報した結果、申請書等の郵送申請割合は95.8%となり、KPI（95.6%以上）を達成した。

その結果、窓口へ来訪した方へのアンケートでも満足度97.7%（令和5年度98.6%）と、前年度に引き続き高い水準を維持した。

その他、加入者の利便性向上の観点から、協会ホームページにチャットボットを導入し、制度や手続き等に対する相談範囲を段階的に拡大している他、マイナ保険証の普及・利用促進のため、マイナンバー関係の問い合わせに対応する専用コールセンターを開設している。

【困難度 高】

現金給付の申請数は年々増加している中、サービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直しなどを常時実施する必要がある他、新たな感染症の流行等による突然的な申請件数の増加への対応にも備えながら、サービススタンダード100%を達成することは、困難度が高い。

【評価 A】

サービススタンダードの達成率は100%を実現するとともに、各種給付金申請の郵送率も高い水準にあり、ともにKPIを達成していることを評価する。

また、その裏付けとして、お客様満足度は高い水準が維持できている。
引き続き、迅速かつ丁寧で分かりやすい対応により、加入者に満足いただけ
るサービスの提供を継続されたい。

なお、本事業における目標達成度合いは高い水準にあるため、今後、更なるサービス水準の向上に着目したKPIの設定について検討されたい。

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

③ 現金給付等の適正化の推進

傷病手当金・出産手当金の支給申請において、再就職が疑われる事案や支給決定後に遡りして標準報酬月額が改定された事案などの調査を行い、134件・約2,200万円（令和5年度122件・約2,070万円）の返還請求を実施した。
傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づく事務処理の徹底を図った他、併給調整の概要を傷病手当金支給申請書の記入の手引きで案内するなど周知に努めた。
また、海外療養費や海外出産による出産育児一時金において、不正請求を防ぐ観点から、渡航期間の確認や現地医療機関の出産証明などの添付を徹底し審査の厳格化に努めた。

併せて、柔道整復施術療養費については、3ヶ月を超える長期継続施術、3

結果は他の保険者に比べ非常に高い水準であり評価に値する。
引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、点検員のさらなるスキル向上に向けた研修や効果的なレセプト点検の推進に努めたい。

部位以上の負傷や1ヶ月あたり10~15回以上の施術回数に該当する申請に対する審査にかかる費用を実施した結果、柔道整復施術療養費の支給件数約1,452万件（令和5年度約1,475万件）に占める多部位かつ頻回受診割合は0.78%（令和5年度0.83%）となった。

【評価　B】

現金給付の適正化を図るため、加入者へ傷病手当金と障害年金との併給調整に関する制度周知等の基本的な取組を着実に実施している他、海外療養費などの審査が容易ではない給付金審査の厳格化や柔道整復施術療養費の適正な患者照会など、給付の適正化を着実に実施していくことを評価する。
また、経験年数の浅い若手職員を中心に基盤研修を実施するなど、審査業務の正確性と迅速性を高める取組についても評価する。
引き続き、事業主を通じた加入者への適正な受診行動啓発を目的とした周知広報や効果的で着実な審査の実施に努め、現金給付等の適正化に取り組みたい。

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

④ レセプト点検の精度向上

各支部における「レセプト内容点検行動計画」に則り、システムを最大限に活用して点検を強化するとともに、レセプト点検員の点検スキルの向上を図るため、外部講師による研修や個別課題に応じた勉強会を実施した他、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と毎月定期協議を行い、審査基準の差異解消を図るなど、審査の効率化・高度化に取り組むとともに、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先的に行うこととで、査定率の向上に努めた。

こうした取組により、協会単独の査定率は0.131%（令和5年度0.156%）、となりKPIの達成には至らなかつたものの、再審査レセプト1件あたり査定額は9,908円（令和5年度8,472円）とKPI（対前年度以上）を達成した。

【困難度　高】

支払基金では、保険者からの再審査申出の結果や査定となつた事例をA1に学習させ審査に活用しており、協会が行う再審査における点検業務は既に高い水準にある中、目標とする対前年度査定率等を達成することは、困難度が高い。

【評価　B】

システムを最大限に活用するとともに、点検員のスキル向上を図るなど、レセプト点検の精度向上に努めた結果、再審査レセプトの査定額についてKPIを達成したことを見たことを評価する。
また、協会単独の査定率については目標達成には至らなかつたものの、その

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

各支部で策定する債権管理・回収計画に基づき、返納金債権発生時には速やかに納付書を送付するとともに文書等により催告するなど早期回収に努めた他、債権回収手法として保険者間調整の積極的な活用や訴訟などの法的手続きをを行うなど債権回収を取り組んだ。

また、債権回収をより円滑に実施するため、法的手続きを主なテーマとした債権担当者研修会を開催した。
その結果、債権回収件数は198,842件（前年度212,531件）となり、KPIとして設定した債権回収率は66.20%（前年度63.35%）と目標を達成した。

健康保険証の回収では、事業主等へ資格喪失時の保険証の返納をチラシ配布により周知広報したうえ、日本年金機構による催告後も保険証を返納しない方に對し、資格喪失処理後10営業日以内に文書や電話による保険証回収率は81.36%（前年度82.10%）となり、KPI（82.10%以上）を達成できなかつた。

【困難度　高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権について、審査支払機関におけるレセプト振替サービスの拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれたため、回収率のKPIを達成することは、困難度が高い。
また、資格喪失の届出が電子申請により行われる場合、紙での届出に比べ、被保険者証の返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請の更なる増加が見込まれることから、被保険者証回収業務にかかるKPI達成は、困難度が高い。

【評価　B】

返納金債権の回収に重要な早期の初動対応を実施している他、保険者間調整の積極的な活用に加え、訴訟などの法的手段への着手により、KPIを達成したことを見たことを評価する。債権担当者研修会などの知識・スキル向上に向けた取組も引き続き努めたい。

被保険者証の未返納者に対する文書や電話による督促の強化や事業主等への周知広報を行ったことを評価する。なお、被保険者証の発行が終了したことから、今後は、その他の事由で発生する債権の把握や、発生防止、発生後の早期対応等に努めたい。

また、レセプト振替サービスの拡充による返納金債権の発生率低下を踏まえ、返納金債権の発生額及び未回収額を用いた KPI を設定することも検討された。

III) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

令和 6 年 12 月 2 日以降、保険証の新規発行が終了しマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、オンライン資格確認等システムへのデータ登録完了をお知らせするため、関係団体の協力も得ながら、全加入者（約 4,000 万人）に「資格情報のお知らせ」を送付した他、協会新たに加入された者のうち、マイナ保険証を保有していない等により資格確認書が必要な方へ迅速にお届けできる仕組みを構築した。

また、マイナ保険証の利用促進については、特設ページの作成、Web 広告、新聞広告、チラシ・リーフレットの作成などを行い、あらゆる機会を通じて事業主・加入者への周知広報を実施した。

こうした取組により、令和 6 年 11 月末時点でのマイナ保険証利用率は 19.10%（国全体の利用率 19.74%）であった。

その他、電子申請の導入に向けて、厚生労働省及びデジタル庁との連携を密にしながらシステム開発を進めた。

【重要度 高】

オンライン資格確認等システムは、国が進めめる医療 DX の基盤となる取組であり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度 高】

マイナ保険カードと健康保険証の一体化に向けて国の方針を踏まえながら対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステム改修を極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

【評価 A】

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、極めて短い準備期間で新しい仕組みを構築するなど、円滑な制度運営に努めたことを評価する。

また、より一層のマイナ保険証利用促進に向けて、マイナンバーセンターの設置、Web・新聞広告やリーフレット等を活用した周知広報など、あらゆる手段を活用して利用率の向上に努めたことを評価する。

なお、マイナ保険証利用率が国全体の利用率をやや下回っているため、引き続き利用率の向上に向けて主体的に取り組まれたい。
本事項については、マイナンバーカード普及率や制度に対する不安などから、

定量的な指標により評価することは適切でないと判断し、定性的な指標により評価している。

2. 戰略的保険者機能開拓

I) データ分析に基づく事業実情

①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

医療費等分析として、本部においては、各支部で医療費の特徴を把握できるようにするための支部毎の医療費の動向を展開する他、生活習慣の地域差の分析情報についても展開するとともに、支部においては、居住地・勤務先の業態等の加入者情報を活用した分析を実施した。

その他、調査研究プログラムを開催し、本部・支部での分析成果の発表や外部有識者を活用した委託研究の報告を行い、より多くの方に調査研究の成果を発信するとともに、「令和 6 年度協会けんぽ調査研究報告書」の公表等を行った。

また、職員の統計分析能力の底上げを図るため、統計分析業務の担当者向けに、データ分析手法の具体的な方法等を習得していくための研修等を実施するとともに、階層別研修にもデータの分析手法等を取り入れた。

【重要度 高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から、重要度が高い。

【困難度 高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから、困難度が高い。

【評価 A】

本部・支部において、協会の保有するデータの特徴を活かした分析の実施、関係団体や研究者とも連携した研究成果の発表、職員の統計分析能力の底上げを図るための研修を実施したことを評価する。

引き続き、データ分析等により得られるエビデンスに基づき、効果的・効率的な事業の実施に努め、医療費適正化や健康づくり、健全な財政運営の確保に繋げられたい。

なお、本事業については、外部有識者の活用や組織内の専門知識の蓄積状況等を踏まえて、困難度設定の在り方を検討されたい。

I) データ分析に基づく事業実績

②外部有識者を活用した調査研究成果の活用

外部有識者を活用した委託研究について、令和6年度は研究提案の事前評価を踏まえ、2件の採択を決定した。

また、令和3年度に採択した委託研究5件について、調査研究フォーラムへ最終報告を行うとともに、協会事業への活用について議論を行った。

その他、令和4年度及び令和5年度に採択した委託研究のうち6件については、進歩確認・審査を行い、研究を継続している。

【困難度 高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健素づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【評価 A】

調査研究について、新しい分野や成果を見据えたテーマ設定をするなど、効果的に協会事業への活用できるよう取り組んでいることを評価する。

【評価 A】

引き続き、適切な進捗管理に努め、委託研究の成果を協会が実施する事業の改善や新たな施策等の効果的・効率的な実施に繋げるとともに、保険者運営に有益な分野に関する調査研究テーマの募集についても検討されたい。

I) データ分析に基づく事業実績

③好事例の模範開拓

パイロット事業については、令和6年度は「ハイオシミラー情報提供ツール」を活用した医療機関へのアプローチ事業」を実施した。

また、保険者努力重点支援プロジェクトとして、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している支部の保険料上昇の抑制が期待できる事業を実施するとともに、実施を通じて蓄積した分析・事業企画の手法などの全国展開に向けて、各支部職員を対象とした研修会を開催した。

その他、地域保険と連携した保険事業の協働実施に取り組んだ。

【重要度 高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析等から得られるエビデンスに基づき、効果的・効率的に事業を実施することは、協会の健全な財政運営を確保する観点から、重要度が高い。

I) データ分析に基づく事業実績

④医療費や健診結果等のピックデータから加入者や地域の特徴を把握するに

は、統計・医療に関する高度な知識が求められることから、困難度が高い。

【評価 A】

パイロット事業のテーマ設定や全国展開に向けた研修等の取組の他、保険料率上昇抑制に着目した事業へ取り組んだことを評価する。また、地域保険との制度を超えた好事例の展開に向けた取組に着手したことを評価する。
好事例を横展開するうえで、パイロット事業として実施・効果検証することは、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要な取組であるため、引き続き、先進的な事業の導入に向けて積極的に取り組まれたい。

II) 健康づくり

①保健事業の一環の推進

6年間の中期計画である第3期データヘルス計画では、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の方策」「コラボヘルスの取組」を柱として、初年度である令和6年度では、計画に基づく取組の着実な実施とともに、事業実施状況に基づいて、より実効性の高い取組を行うために来年度に向けての計画の見直し等を行った。

支部においては、特定健診・重症化予防対策、コラボヘルスを保健事業の重点施策として、情報系システムを活用した進捗管理や実施結果の要因分析等を行うとともに、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「質問票データ分析報告書」を活用して各支部の特徴を把握し、データヘルス計画の策定・見直しや実施結果の検証等を行った他、保健事業における各支部の立ち位置を見える化した「支部別スコアリングレポート」を参考に、支部での健康課題について、保険者協議会の場やホームページ等で意見発信や広報を行った。

また、保険者機能の更なる強化を図るため、保健師の採用と育成強化を重点に置き、令和6年度において新たに16名の保健師を採用した他、プロジェクト単位による地域別研修を実施した。

【評価 B】

第3期データヘルス計画の初年度として、計画に基づく事業を着実に実施するとともに、「支部別スコアリングレポート」などの各種資料を用いて、支部での健康課題を客観的に把握・分析し、PDCAサイクルによる効果的・効率的な事業実施に努めたことを評価する。
また、保険者機能の強化として、採用活動の強化や職員研修など、体制整備に努めたことも評価する。

引き続き、支部への有効なデータ提供と具体的な取組事例の共有等により、各支部での健康課題の把握とともに、国が示す受診率目標を達成すべく、受診率が高水準で達成出来ている他保険者等の事例分析、外部有識者の調査研究事業の成果を基にした新たな取組についても順次検討・実施されたい。

II) 健康づくり

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

生活習慣病予防健診の受診率向上のため、付加健診の対象年齢の拡大を実施した。

支部においては、生活習慣病予防健診の未受診者が多い事業所に対し、訪問や文書・電話による受診勧奨を行うとともに、関係団体と協力して広報の充実を図った他、健診機関が少ない地域では巡回健診を実施するなど、受診環境整備への取組を行った。

事業者健診データの取得に向けた取組としては、トラック・バス等の業界団体や健診団体に対して、事業者健診データ提供及び特定健診・特定保健指導実施率の向上に向けた広報の協力依頼を実施した。

被扶養者の特定健診については、協会が主催する集団健診において「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を新たにオプション健診として実施した他、自治体の集団健診やがん検診との同時実施を進め、令和6年度においては1,221市町村において集団健診と特定健診の同時実施が可能となった。

こうした取組を実施したが、生活習慣病予防健診実施率は58.4%（KPIは61.7%以上）、事業者健診データ取得率は7.2%（KPIは8.8%以上）、被扶養者特定健診実施率は29.4%（KPIは30.3%以上）と全てKPI未達成であった。

【重要度 高】

特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢法」という。）に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定健診実施率の目標値（70%）と示されていることは、困難度が高い。

【困難度 高】

日本年金機構の適用拡大等により加入者数が増加していることに加え、山間部など広い地域に点在している事業所への対応を含め効果的な事業の実施が難しい状況である中、国が示す目標値を達成することは、困難度が高い。

【評価 B】

生活習慣病予防健診における付加健診の対象年齢の拡大や、被扶養者の特定健診と自治体の集団健診との同時実施を拡充し、受診機会の拡大に努めしたこと、また、事業者健診データ取得にかかる積極的な周知広報を実施したことなどを評価する。

生活習慣病予防健診及び被扶養者特定健診の実施率は過去最高となつたものの、KPIは未達成であるため、引き続き、加入者への周知広報や、事業所及

II) 健康づくり

③特定保健指導実施率及び質の向上

指導対象者の多い事業所や実施率の低い事業所に対して、支部の幹部職員が中心となって訪問し、特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、特定保健指導実施率が高い事業所における環境整備等の創意工夫をまとめた事例集を作成し、事業所へ利用勧奨をする際に活用した。

契約未結の健診機関や、契約を締結しているもの特定保健指導の実施率が低い健診機関に対し、実施率が高い健診機関の工夫した実施事例をまとめた事例集を作成のうえ契約健診に活用するなど健診機関の拡充等に努めた他、初回面談を実施していない健診機関へ積極的な働きかけを行った。

こうした取組を実施したが、特定保健指導実施率は被保険者が20.3%（KPIは21.5%以上）、被扶養者が17.1%（KPIは18.1%以上）と全てKPI未達成であった。

【重要度 高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢化に基づき保険者に実施が義務づけられており、国の指針において特定保健指導実施率の目標値（35%）が示されていることから、重要度が高い。

【困難度 高】

特定健診と同様、加入者数が増加していることに加え、山間部など広い地域に点在している事業所への対応を含め効果的な事業の実施が難しい状況である中、国が示す目標値を達成することは、困難度が高い。

【評価 B】

指導対象者の多い事業所への訪問などの効果的な事業実施に加え、健診機関の拡充や初回面談実施への働きかけなどの利便性の向上を図る取組を行ったことを評価する。

しかしながら、KPIは未達成であり、特定健診実施率と同様、国が示す目標の達成に向け、健診当日の初回面談を実施する健診機関の更なる拡充など、特定保健指導の実施率向上に資する環境整備を進めるとともに、加入者や事業主に対して特定保健指導を受診する重要性について周知広報を行い、特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組まれたい。

また、特定保健指導の利用促進に係る効果的な施策の検討及び横展開を実施されたい。

II) 健康づくり

④生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・脂質等の数値が一定基準以上で、健診前月から健診後4ヶ月間に医療機関を未受診かつ健診時の間診で服薬なしと回答した加入者約70.7万人に対し、本部から医療機関受診の一次勧奨を実施した。

また、より重症域の加入者に対しては、支部より外部委託も活用した電話・文書・面談等による二次勧奨を行った。

その結果、健診受診月から10ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合は33.9%（約31.4万人）となり、KPI（33.0%以上）を達成した。

【重要度 高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

【評価 B】

自治体等との連携や外部委託も活用しながら、要受診者や治療中の糖尿病性腎症患者等への受診勧奨に取り組んだことを評価する。

引き続き、未受診者の受診勧奨として、事業の重要性を踏まえた対象者の行動変容に資する周知広報を実施するとともに、更なる受診率の向上に向けて、勧奨対象者や勧奨時期について効果検証するとともに、検証にあたっては、受診した方との面談結果等から勧奨方法に有効な情報がないかを生成AIを用いて分析するなど、先駆的な取組も検討されたい。

II) 健康づくり

⑤コラボヘルスの推進

健康宣言については、健康宣言実施事業所における健診・保健指導実施率向上に向けた事業所へのフォローアップのスキームを見直し、事業所における健診受診率や加入者の食生活や運動習慣等を見える化した「事業所カルテ」を配布する他、健康講座の実施や健康づくり事業の好事例をまとめた事例集の配布などを実施した。

また、日本商工会議所と連携して健康経営に関するセミナーの開催、バス・トラック等の業界団体と協力し特定健診・特定保健指導の実施率の向上等に関する周知広報の他、メンタルヘルス対策として労働者健康安全機構との連携強化に取り組んだ。

これらの取組により、健康宣言事業所数は令和6年度末に105,343事業所（令和5年度末94,740事業所）と増加し、KPI（100,000事業所以上）を達成した。

【重要度 高】

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示され、日本健康会議の宣言においても保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする目標が掲げられるなど、コラボヘルスの推進は国を挙げての取組となっていることから、重要度が高い。

【評価 B】

健康宣言事業所数が増加したことにより、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充など、健康宣言の標準化を図ったこと、また、ボピュレーションアップとして、特定健診・特定健診・特定保健指導、コラボヘルスの周知や業界特有の健康課題に対する取組を実施したことなどを評価する。

引き続き、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化や、ヘルスリテラシー向上のためボピュレーションアップを更に推進することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。

また、健康宣言事業所における業界・業種・業態の差異などを分析し、宣言数の拡大に向けたアプローチの工夫・改善についても検討されたい。

III) 医療資源の適正運用

①医療資源の適正運用

ジエネリック医薬品の使用促進において、支部間格差を偏差値等で可視化した「ジエネリックカルテ」等により、使用促進の阻害要因を把握するなど、データに基づく効果的な取組を推進した。

また、医療機関・薬局に対しては、個別機関ごとのジエネリック医薬品の使用割合や地域での立ち位置等を可視化した「医療機関・薬局における化一化」をもとに、約12,460医療機関、約21,770薬局に利用促進の働きかけを行うとともに、加入者に対しては、服用している先発医薬品をジエネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額をお知らせする「ジエネリック医薬品軽減額通知サービス」を11支部の加入者を対象に約8万件通知した。

これらの取組の結果、全支部でジエネリック医薬品使用割合80%以上かつ対前年度以上の使用割合を達成し、令和6年度末での協会全体におけるジエネリック医薬品の使用割合は89.1%となつた。バイオシミラーの使用促進については、まずは10支部によるパイロット事業として、地域の使用状況の比較を分析結果にまとめた資料を作成し、医療機

開へ直接アプローチを行った。

こうした取組より、令和7年1月時点でのバイオシミラーに80%以上置き換わった成分割合は、全体の成分割合の約28%となり、KPI（18%以上）を達成した。

【重要度 高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」と目標設定されているため、重要度が高い。また、経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループにおいて定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するため、重要度が高い。

【困難度 高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けるため、困難度が高い。

【評価 A】

ジェネリック医薬品の使用促進については、供給不足が継続する中、加入者や医療機関・薬局への効果的な取組の結果、全支部において80%以上かつ前年度以上の使用割合を達成した他、協会全体平均としても対前年度の割合を上回ったことを評価する。

また、バイオシミラー使用促進については、効果的な取組により目標を達成したことを見直す。バイオロジット事業として得られたノウハウを元に、より効果的な事業となるよう改善・検討の上、全国展開へ繋げられたい。

III) 医療費適正化

②地域医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

第8次医療計画及び第4期医療費適正化計画の初年度として、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）や保険協議会等において都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、データを活用した積極的な意見発信を行った。調整会議は、令和6年度末時点で参加可能な223区域に参加し、医療提供体制や医療費等の状況に関する課題を捉え、データに基づく議論を積極的に足した。

また、厚生労働省が開催する社会保障審議会医療保険部会、介護保険部会、介護給付費分科会、中央社会保険医療協議会等の各種会議体において、医療保険制度の見直し等に向けた意見発信を行った。

【重要度 高】

効果的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

【評価 B】

国の審議会・調整会議等の場で、データ分析に基づく効果的な意見発信を積極的に行なったことを評価する。

引き続き、国・地域における各種審議会等への参画を推進するとともに、事業実施による実績の変化も踏まえてデータを分析し、持続可能な医療保険制度及びより質の高い医療提供体制の構築に向けて積極的な意見発信に努めたい。

III) 医療費適正化

③インセンティブ制度の実施及び検証

支部毎の加入者や事業主の行動を評価し、その結果に応じたインセンティブを付与し、翌々年度の都道府県単位保険料率に反映する仕組みについて、令和3年度に結論を得たインセンティブ制度の見直しを着実に実施した。また、インセンティブ制度の実効性を高めるために、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただくため、リーフレットやメールマガジンなど、様々な媒体を通じて周知広報を行った。

令和6年12月開催の運営委員会において、令和5年度における各支部の取組実績を報告するとともに、令和7年度の都道府県単位保険料率について、ランキング上位15支部に対しインセンティブによる引き下げを実施し、最大で0.148%（山形支部）の引き下げ効果となった。

【評価 B】

令和3年度に見直されたインセンティブ制度を着実に実施すべく、運営委員会にはかり、令和7年度都道府県単位保険料率に反映させたことを評価する。

また、各支部においても必要な広報を適切に実施したことでも評価する。今後、インセンティブ制度の積極的な周知広報を通じて、支部内の加入者及び事業主の健康づくりの取組を促し、制度の実効性を高めるとともに、インセンティブ制度の効果検証を行い、支部の意見も踏まえつつ、より効果的な評価指標等についても検討や議論を進められたい。

IV) 広報活動や「県の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の還解促進

協会として、統一的・計画的な広報を実施するため、「広報基本方針」に基づ

き令和 6 年度広報計画等を策定し、計画に沿って広報を実施した。
最重要点広報テーマや特別広報テーマを定め、バナーや特設サイトを用いた W
e b 広告や納入告知書・リーフレットを同封などにより広報した他、本部において作成した広報資料を活用し、全支部で新聞や関係団体の広報誌を活用する等、地域の実情に合わせた広報を実施した。

また、協会ホームページでは、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進そのための特設ページを新たに作成するとともに、利便性を向上させるため令和 6 年 7 月から令和 7 年 3 月にかけてチャットボットを段階的に導入した。これらの取組を進めたが、協会ホームページへのアクセス数は 1 億 2,542 万にどまり、KPI を達成することができなかった。
健康保険委員の委嘱者について、より多くの方に担つていただくため、大・中規模事業所を中心に電話や文書、訪問による委嘱依頼を行った結果、令和 6 年度末時点で約 35.3 万人（令和 5 年度末約 32.0 万人）に増加した。健康保険委員がいる事業所の被保険者数は約 1,382 万人で委嘱率は 54.18%（KPI は 50% 以上）、委嘱事業所数は 328、538 事業所（KPI は 299、538 事業所以上）となり、とともに KPI を達成した。

【評価 B】

協会として統一的・計画的な広報に努め、広報基本方針に基づいて策定した広報計画に沿って着実に取組を進めたことを評価する。
また、委嘱拡大に向けた積極的な取組により、健康保険委員の委嘱率・委嘱事業所数とともに KPI を達成したことを見直す。
引き続き、加入者や事業主の視点に立った分かりやすい広報により一層努力、SNS の活用なども含めて、必要な方が必要な情報にアクセスできる環境を整備されたい。また、健康保険委員について、依頼先の選定にあたっては、既に加入されている委嘱事業所の業種・業態による差異などを分析しながら、有効なアプローチができるよう工夫することも検討されたい。

【船員保険】

（1）基盤的保険者機能関係

①健全な財政運営の確保

令和 7 年度の保険料率については、令和 8 年度から令和 12 年度の中長期的見通しとして、従来型の試算に加え、平均標準報酬月額を厳しく見た試算など複数の試算を提出し、船員保険協議会でご議論いただいた上で決定した。
また、決算状況や事業運営状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページによることも実現した。

【重要度 高】

船員により構成する唯一の保険者として、安定的かつ健全な財政運営を行うことは重要度が高い。

【評価 B】

中期的収支見通しにおいて、複数の試算を提出した上で、船員保険協議会でご議論いただき、保険料率を決定し、将来に向かって安定した財政運営が行われていることを評価する。
引き続き、被保険者や船舶所有者に対する丁寧な説明や情報発信を行うことで財政状況等をご理解いただき、健全な財政運営に努めるとともに、船舶所有者を通じた加入者への確実な情報発信の方法についても検討されたい。
また、KPI として適切な指標の検討も含めて、当該事業の定量的な目標設定を検討されたい。

（1）基盤的保険者機能関係

②正確かつ迅速な業務の実績

被保険者証の発行については、資格情報の取得から送付までの期間を 3 営業日以内とし、業務外給付については、申請書の受付から振込までの期間を 10 営業日以内とするサービススタンダードを設定し、迅速な対応に努めている。令和 6 年度のサービススタンダードの達成率は、ともに 100% となった。
また、給付の申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人への照会や審査医師への相談を行い、業務外の事由による傷病手当金等の適切な給付につながった。

【困難度 高】

一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善を常時履行する必要があることによじて、申請件数が一時的に急増した場合においては、緊急的に事務処理体制の見直しに対応する必要があるため、サービススタンダードの達成率を 100% とすることは困難度が高い。

【評価 A】

令和 8 年 1 月のシステム刷新や保険証廃止等に関する追加業務に対応しつつ、サービススタンダードの達成率を 100% とし、業務外給付の支払いに関しては平均所要日数を短縮したこと、また、現金給付の審査について、必要に応じて審査医師に意見を求めることが多いため、適切な給付を行ったことを評価する。
なお、本事業における目標達成度合いは高い水準にあるため、今後、更なるサービス向上に着目した KPI の設定を検討されたい。

(1) 基盤的保険者機能開発

(3) 適正な保険給付の確保

柔道整復施術療養費について、多部位か～頸回受診の申請や、長期受診などなっている申請に於いて、文書による照会を512件実施した。また、文書照会の対象者に対し、柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配布し、わかりやすい広報を行い、適正受診の促進に努めたことで、柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月10日以上の施術の申請割合は令和5年度と同様に1.89%となった。

被扶養者資格の再確認については、マイナンバーを活用した収入状況等の事前確認を行い、対象者を絞り込み、効率的に実施した。その結果、1,212人が被扶養者の資格を満たさないと判明した。

【評価　B】

文書照会の対象者に対し、柔道整復師へのかかり方に關してマンガ形式で説明するチラシを配布するといった、わかりやすい広報により適正受診の促進に努めたこと、また、被扶養者資格の再確認については、マイナンバーの活用により効率的に実施したこと 등을評価する。

(1) 基盤的保険者機能開発

(4) 効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検のうち、内容点検については外部委託により実施し、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう、査定率に応じた委託費を支払う契約とした。また、協会と外部事業者との間で、査定の目標額を設定することと、計画的な点検を実施した。

その結果、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は約11百万円（令和5年度は13百万円）となり、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は、194.4円（令和5年度は226.8円）と、KPI（183円以上）を達成した。

また、資格点検については、資格点検エラーで抽出したレセプトのチェックを65,911件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を674件行った。さらに、再審査請求における精度を高めるために、事業者の選定方法を再審査総件数に占める査定件数割合等を評価項目とした総合評価落札方式に変更した。

【評価　B】

内容点検を行う外部事業者と協議を行い、目標となる査定額を設定し計画的に点検を行うことに加え、目標未達となつた月においては、ヒアリングを実施するなど点検方法を工夫し、KPIを達成したこと、事業者の選定方法を変更し、

内容点検がより効果的なものとなるよう検討したことなどを評価する。

③どのような点検方法等が効果のか検討し、今後の点検に活用されたい。また、協会内で手法や情報の連携を行うことについても検討されたい。

(1) 基盤的保険者機能開発

⑤ 債務管理・回収と返納金債権発生防止の強化

資格喪失後受診による債権の発生を防ぐため、被保険者証の未返納者に対し、日本年金機構の資格喪失処理後、2週間以内に返納催告を行った。また、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等で、回収の重要性について周知を行った結果、資格喪失後1か月以内の被保険者証回収率は90.4%（令和5年度は87.1%）となり、KPI（88.8%以上）を達成した。

債権の早期回収のため、色・大きさの異なる2種類の封筒を使用することで、納付書の見過ごしを減らす工夫を施したことや、通常の催告サイクルに加えて第4四半期に全件催告を実施した。また、高額債務者に対する強制執行手続きにおいて、休日送達や現地調査等を実施し、積極的に送達困難案件の解決に取り組んだ。

しかしながら、返納金債権回収率については、現年度分は84.2%（令和5年度は87.6%）、過年度分については6.4%（令和5年度は13.7%）となり、KPI（現年度分87.6%以上、過年度分13.7%以上）は未達成となつた。

【困難度　高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権について、審査支払機関におけるレセプト振替サービスの拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれたため、回収率のKPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請により行われる場合、紙での届出に比べ、被保険者証の返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請の更なる増加が見込まれることから、被保険者証回収業務にかかるKPI達成は困難度が高い。

そして、債権総額が大きくなないことから、高額債権の回収の有無が回収率に

大きく影響することや、船員の働き方の特性として、一定期間陸上を離れてし

まうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況があることから、KPIを達成することは困難度が高い。

【評価　B】

被保険者証の回収について、未返納者に対して、日本年金機構の資格喪失處理後2週間以内という早期に返納催告を行った他、保険証回収の重要性について船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等で周知したことで、KPIを達成したことなどを評価する。

通常サイクルに加えた全件催告や、送達困難案件の解決に向けた休日送達や

本事項については、マイナンバーカード普及率や制度に対する不安などから、定量的な指標により評価することは適切でないと判断し、定性的な指標により評価している。

現地調査を実施し、債権回収に努めたことを評価する。
引き続き、現年度及び過年度の返納金債権回収に関する効果的な催告方法、実施時期の検討や、他制度との連携の強化により確実な回収に努められた。
また、返納金債権の発生率低下を踏まえ、返納金債権の発生額及び未回収額を用いたKPIを設定することも検討されたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、短期間で「資格情報のお知らせ」を送付したことや「資格確認書」の新規発行及び職種発行等の制度変更に対応した。
マイナ保険証の利用促進については、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性・利活用等を掲載した「マイナ保険証のはなし」を作成し、船舶所有者及び被保険者へ送付した。

あらゆる機会を通じて周知広報を実施したが、令和6年11月時点のマイナ保険証利用率は18%（国全体の利用率は19.74%）であった。その後も継続して周知を行い、令和7年3月時点では、29.2%まで向上した。
電子申請については、厚生労働省やデジタル庁と密に連携しながらシステム開発を進めた。

【重要度 高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度 高】

マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、國の方針を踏まえながら一體化に向けたため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

【評価 A】

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行し、極めて短い準備期間で新しい仕組みを構築するなど、円滑な制度運営に努めたことを評価する。
また、より一層のマイナ保険証利用促進に向けて、マイナンバー専用コールセンターの設置、Web・新聞広告やリーフレット等を活用し、あらゆる機会を通じて積極的に周知広報を行い利用率の向上に努めたことを評価する。
なお、マイナ保険証利用率が国全体の利用率をやや下回っているため、引き続き利用率の向上に向けて主体的に取り組まれたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦制度の利用促進

高額療養費の未申請者に対しては、あらかじめ必要事項を記載した支給申請書を送付するターンアラウンド方式により、2,012件（令和5年度は1,744件）の申請勧奨を行った。それでも申請のない被保険者に対しては、追加で文書による提出勧奨を行い、その結果、1,643件（令和5年度は1,466件）の提出があつたが、提出率は81.7%（令和5年度は84.1%）と、KPI（84.1%）は未達成となつた。

休業手当金等の職務上の上乗せ給付等については、厚生労働省から提供される労災保険給付の受給者情報を活用し、未申請者へ申請勧奨を行つた。また、前年度に引き続き、すべての種類の給付について未提出者に対する再勧奨を行うことや複数の未提出者が存在する船舶所有者宛に電話連絡を行い、休業手当金の制度説明と提出依頼を実施した。

このようないくつかの取組の結果、職務上の上乗せ給付等全体会の申請割合は、87.0%（令和5年度は84.7%）となり、KPI（84.7%以上）を達成した。

そのほか、下船後の療養補償は対象外の傷病に利用される方が一定数いるため、療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知し、適正利用の強化を図つた。

【評価 C】

高額療養費の申請勧奨に関しては、KPI達成には至らなかつたが、ターンアラウンド方式による申請勧奨や未提出者への再勧奨を実施し、制度の利用促進に努めたことを評価する。

職務上の上乗せ給付等の申請勧奨に関する周知徹底については、未提出者への電話連絡による制度の説明と提出依頼を行い、KPIを達成したことを見ても評価する。

引き続き、加入者に対する再勧奨や制度の周知、船舶所有者に対する働きかけ等を積極的に実施し、申請勧奨制度をご理解いただいた上でご利用いただけるよう、より効果的な勧奨方法についても検討されたい。

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧福祉事業の効率的な実施

令和6年度においても引き続き、無線医療助言事業については独立行政法人

地域医療機能推進機構に、海上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救助会に委託し、実施した。10年ぶりに無線医療助言連絡ハンドブックを全面改訂し、すべての船舶所有者（4,006社）へ配布した。また、船会社や契約医療機関の医師等と協力し、本事業の手続き方法や重要性を分かりやすく伝える動画を2本作成し、理解度の向上や利用促進を行った。

保養事業については、令和6年3月に「法人向けインターネット契約保養所」がサービスを終了したため、7月に新たなる旅行代理店を1社追加し12月より電話による申し込み受付を開始したが、サービス終了以前の利用者数までの回復には至らなかった。

【重要度 高】
無線医療助言事業及び海上救急医療援護事業は、洋上で働く被保険者の健康や生命の安全を守るために、重要な役割を果たしているため、重要度が高い。

【評価 B】

無線医療助言事業及び海上救急医療援護事業は、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な事業であることを踏まえ、10年ぶりに無線医療助言通信ハンドブックの全面改訂を行ったことや、動画を制作し、理解度の向上や利用促進を図ったことを評価する。

引き続き、利用者のニーズを捉えた福祉事業の実施及び委託先や加入者に対する積極的な広報に努められた。

（1）基盤的保険者機能関係

⑨サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病妊婦継続被保険者として加入した方や傷病手当金の支給を受けた方等を対象とし、お客様満足度調査アンケートを実施した。アンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の後職員で構成するサービス向上委員会において、業務改善等について議論し、出た意見については船員保険部内全体へ周知し、情報を共有した。

保険証の新規発行が終了するというごとにに対するお問い合わせを数多くいただが、各職員が必要な知識を得た上で正確に対応し、不安の払拭につなげた。

船員保険部は、電話応対がお客様満足度に直結しやすい傾向にあるが、各職員が丁寧な対応を心掛けることで、加入者より好意的な意見を多く頂戴した。

【評価 B】
アンケートを活用し、加入者からのご意見をサービス向上委員会において円滑に伝達し、情報共有を行ったこと、丁寧な電話応対により制度改正に向けた

不安の払拭につなげたことを評価する。
引き続き、加入者から寄せられた意見等を踏まえ、サービスの改善に努められたい。

（2）堅略的保険者機能関係

① i) 特定健診検査等の推進

健診受診者の増加や疾病の早期発見、重症化予防のため、新たに19の生活習慣病予防健診実施機関と契約を行い、健診受診環境の整備に努めた。また、船員が多い一方で、健診機関が少ない宮城県沿岸地域を選定し、中核病院3機関について、協会支部と協議の上、契約の検討を実施し、2機関より契約に向けて検討いただいた。

より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけたよう、漁業協同組合等の協力のもと、乗船スケジュールを合わせて、巡回健診を327回（令和5年度は、336回）実施した。また、当該健診が無料で受診可能であることや検査項目が充実していることを伝え、受診勧奨を実施した。そのほか、健診未受診の被保険者と被扶養者に対する受診勧奨について、通知物の様式を庄着三つ折りリーフレットに変更し、開封率の向上を図ることや、ナシジ理論等を活用した記載内容にすることで健診の受診率向上を図った。船員手帳健康証明については、船舶所有者に対して、3,145件の文書転換を実施することや、国土交通省へ働きかけを行い、関係団体宛に事務連絡を発出していただき、2,103件の再勧奨を実施した。

被扶養者に対しては、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、萩市）と連携しがん検診と特定健診の同時受診を促すことと、協会支部と調整を行い、これまで未実施であった東京支部を含む過去最大となる15の市において集團健診を実施した。

このような取組により、生活習慣病予防健診の受診率は48.4%（令和5年度は48.3%）、被扶養者が受診する特定健診の受診率は30.8%（令和5年度は30.0%）となり、KPI（生活習慣病予防健診は50.0%以上、特定健診は32.0%以上）は未達成となった。

また、船員手帳健康証明書データの取得率は15.9%（令和5年度は15.6%）となり、KPI（18.0%以上）の達成には至らなかった。

【重要度 高】

被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うことは船員保険法に規定されている。また、特定健診については、高確法により、実施が義務づけられている。生活習慣病の予防及び早期発見ひいては今後の医療費適正化の

ため、特定健診の実施は重要であり、国の指針において、令和 11 年度に特定健診の実施率を 70%とする目標値が示されている。

【困難度 高】

生活習慣病予防健診の指定機関が船員の自宅近くにない場合が多く、また、医療機関の数自体も少ない地域であるため、指定機関の拡大が難しいことから、KPI の達成は困難度が高い。

【評価 B】

健診実施機関が少ない地域において協会支部と連携し健診実施機関の拡充を取り組んだことや、加入者のニーズを把握した上での巡回健診、関係機関との協働を取り組むことによって、加入者の健康証明書データの取得に努めたことを評価する。

現状の受診率はまだ低い水準であるため、今後も健診受診の重要性を加入者や船舶所有者にご理解いただけるよう、受診環境の更なる充実に努めたい。

そして、健診機関が少ない地域においては、他保険者と連携し、協働で巡回健診を実施するなどにより効率的な方法を検討されたい。

また、船員手帳の健康証明書データの取得に関しては、インターネットによる提出勧奨についても再度検討されたい。

(2) 戰略的保険者機能關係

①iii) 特定保健指導の実施率の向上

船員の特殊性を踏まえ、健診当日に特定保健指導の初回面談を実施できるよう、健診データを活用することや巡回健診実施時に保健師等が同行することにより、分割実施を行い、実施率の向上に努めた。

また、昨年度に引き続き、特定保健指導の利用券発送後に、電話による利用勧奨を行い、オンラインによる特定保健指導への申し込みや面談が実施可能であることを積極的に案内し、ICT を活用した特定保健指導を 326 件実施した。

このような取組を行ったが、被保険者の特定保健指導実施率は 14.5%（令和 5 年度は 15.0%）となり、KPI（被保険者は 16.0%以上）は未達成となった。被扶養者の特定保健指導実施率は 26.9%（令和 5 年度は 26.0%）となり、KPI（被扶養者は 25.0%）を達成した。

なお、加入者全体の特定保健指導実施率は、15.4%（令和 5 年度は 15.9%）となっている。

【重要度 高】

高齢化により、特定保健指導の実施は義務づけられており、実施率については、国の指針において、令和 11 年度に 30%とする目標値が示されている。特

定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL 向上の観点から重要度が高い。

【困難度 高】

船員の働き方の特殊性により、特定保健指導の日程を調整することが難しく、保健指導へつながりにくいため、KPI の達成は困難度が高い。

【評価 B】

初回面談の分割実施やオンラインによる面談・申し込みといった ICT を活用した取組、特定保健指導の利用券発送後に電話による利用勧奨を行いうなど、実施率向上のため取り組んでいること、また、被扶養者については KPI を達成したことについて評価する。

引き続き、被保険者の特定保健指導についても、初回面談の分割実施の拡大や ICT によるオンライン面談等を活用し、更なる実施率の向上に取り組みたい。

(2) 戰略的保険者機能關係

①iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は健康証明書データの提出があつた方、8,845 人に対して、オーダーメイド通知を送付した。なお、特定保健指導対象者の減少を目的に、新たに 2 パターンを追加した。なお、特定保健指導を行った結果、通知発送後 6 ヶ月以内に医療機関への受診勧奨を行った 290 人のうち、63 人（21.7%）において医療機関の受診が確認できなかった。

また、「船員保険アプリ」の利用促進として、健診受診後に送付する健診結果表へのチラシの同封や登録履歴案内等により周知した結果、アプリ登録者は、令和 7 年 3 月末時点で 2,624 名（前年同期比 +383 名）となった。登録者には、アプリを通して、加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説、マイナ保険証利用方法等の配信も行った。

また、加入者の健康作りをサポートするため、24 時間 365 日ご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施し、メールマガジンや納入告知書同封チラシでの広報や出前健康講座にて周知を行った結果、利用件数は、473 件（前年度比 +280 件）と大幅に增加了。

【評価 B】

オーダーメイド通知による医療機関への受診勧奨について、健康リスクを 2 パターン追加した上で、リスクに応じた情報提供を行ったことや、船員保険電

話題相談について、利用案内カードを作成し、資格情報のお知らせ等に同封し周知を行い、利用促進を図ったことを評価する。
今後は、取組の効果を把握するために定量的な目標を設定されたい。

(2) 战略的保険者機能関係

④iv) 加入者の禁煙に対する支援

第2期に引き続き、第3期船員保険データヘルス計画においても、「喫煙対策」を重点事項として掲げ、スマートフォン等を活用したオンライン禁煙プログラムを実施している。オンライン禁煙プログラム利用者増加を図るため、従来の6ヶ月間で禁煙を目指すコースに加えて、3ヶ月間の短期間に禁煙を目指すコースを新設した。10月には、令和5年度の健診の問診票とともに、喫煙習慣がある加入者7,893名に対し、禁煙及び禁煙プログラムの利用を促す通知を発送した。

また、過去のプログラムの参加者で、途中離脱をした方や本煙に失敗した方、719名に向けて、プログラムへの再チャレンジを促す電子メールの配信を行い、利用者の確保に努めた。

その結果、オンライン禁煙プログラム終了者は67人となり、KPI(70人以上)は未達成となつたが、プログラム終了者の7割である47人が禁煙または減煙に成功した。

【重要度 高】

船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高い状況の中、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOL向上を図るために、禁煙に対する支援を行うことは重要である。

【評価 C】

オンライン禁煙プログラムの利用者増加を図るため、短期間で禁煙を目指すコースを新設したことや、全被保険者への勧奨チラシの送付、喫煙習慣がある加入者への禁煙勧奨通知の送付を行ったことを評価する。

他の保険者と比較して喫煙率が高い傾向にある船員保険の加入者の健康については将来的な医療費削減のため、プログラム参加者及び終了者を着実に増やし、また、禁煙が継続されるよう支援に取り組まれた。

また、プログラム終了者と途中離脱者の差異に関する分析を実施するなど、更なる禁煙支援につながる取組も検討された。

(2) 战略的保険者機能関係

⑤v) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

船舶所有者が自社船員の健康作りの取組を行うに当たり、「船員の健康づくり宣言」へのエントリー推進のため、国土交通省や水産庁、船員災害防止協会と積極的に連携を図ることや船員保険部の職員による41の船舶所有者訪問、

水産庁主催の漁船安全操業推進会議での説明、リーフレットやメールマガ、電話勧奨等を通じて広く周知・広報を行った。

その結果、エントリー数は245社から、330社と対前年度比85社増となり、KPI(60社以上)を達成した。

また、船員保険被保険者は、う蝕や歯周疾患の重症化率が高い等の特徴があ

としてもらうため、船舶所有者単位の健康状態を可視化した「健康度カルテ」を324の船舶所有者へ、個人情報を記載した「健康度カルテ(簡易版)」を1,137の小規模船舶所有者へ送付した。また、「健康度カルテ」から読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして記載することで、行動変容につなる工夫を施した。

また、船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、生活習慣病対策やメンタルヘルス対策をテーマとした講習を行った出前健康講座を本取組開始から最も多い39回(令和5年度は30回)実施した。令和6年度は、歯周病等の重症化率の高さや喫煙率の高さといった船員の健康課題に着目した講座を新規に追加したこともあり、1,326人(令和5年度は667人)が参加した。

また、今後船員保険への加入が見込まれる、海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス対策に関する特別講演を実施し、学生のヘルスリテラシーの向上に努めた。

更に、生活習慣病リスク保有者の減少を図るために、エネルギーや脂質、塩分を控えたレシピをホームページで公開するなど、船員のより良い食習慣に寄与する取組も行った。

【評価 B】

関係団体との連携を強化しながら、船員の健康課題に着目した講座を新たに追加し、本取組開始以降最も多く講座を実施したことや、船員養成校において満足度の高い特別講義を実施し、健康意識醸成に寄与する取組を行ったことを評価する。

また、出前健康講座や船員養成校での特別講義については、引き続き、アンケート等を用いて参加者の要望も取り入れながら、実施内容を適宜見直しつつ回数や参加人数を増やし、参加者自ら積極的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、継続的に行われたい。

(2) 战略的保険者機能関係

⑥vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

船舶所有者が自社船員の健康作りの取組を行ったことや、「船員の健康づくり宣言」へのエントリー推進のため、国土交通省や水産庁、船員災害防止協会と積極的に連携を図ることや船員保険部の職員による41の船舶所有者訪問、水産庁主催の漁船安全操業推進会議での説明、リーフレットやメールマガ、電話勧奨等を通じて広く周知・広報を行った。

その結果、エントリー数は245社から、330社と対前年度比85社増となり、KPI(60社以上)を達成した。

ることを踏まえ、歯のセルフケアを行うことができるキットとスマートフォン用アプリがセットになった「船員デンタルケアキット」を「船員の健康づくり宣言」のアクティピュース限定の支援メニューに追加し、令和6年6月に提供を開始した。また、「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、優れた取組を実施している船舶所有者5社を対象にインタビューを行い、「健康づくり好事例集」を作成し、エントリー船舶所有者へ提供した。

【重要度 高】

日本健康会議の宣言においても、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」という目標が打ち出されており、被保険者の健康保持増進ひいては生産性の向上等のために、良好な職場環境の整備等が必要であることから重要度が高い。

【困難度 高】

船舶所有者は自社船員の健康づくりについて関心が薄い現状であることから、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは困難度が高い。

【評価 S】

国土交通省海事局や水産庁などの関係機関と連携を図り、「船員の健康づくり宣言」に関する周知広報を実施したことや、前年度に実施した歯科分析の結果を踏まえ「船員デンタルキット」を新たに追加し支援メニューの拡充を図った結果、着実にエントリー数を伸ばし、KPIを達成したことを評価する。

引き続き、船舶所有者に対し船員の健康づくりの重要性についての理解が深むよう、様々な周知広報を行い、関係機関と連携しながら事業の拡充に努めらるよう。

(2) 戦略的保険者機能関係

② ジェネリック医薬品等の使用促進

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットでは、令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みについて掲載し、ジェネリック医薬品を利用することによる軽減効果についての広報を行った。

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付やホームページを活用した広報を実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図った。

このような取組により、ジェネリック医薬品の使用割合は90.6%（令和5年度は86.1%）となり、KPI(85.0%以上)を達成した。

船員保険加入者のバイオシミラー使用状況等を分析したところ、令和5年度

診療分のレセプト情報において、バイオシミラー置換率が80%の成分数は全体の23.5%であるということに加えて、多くの成分で患者数が数十人かつ數百人と大変少數であることが明らかになった。

【重要度 高】

「経済財運管と改革の基本方針2021」において、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」とと目標設定されているため、重要度が高い。また、経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループにおいて定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するため、重要度が高い。

【困難度 高】

一部のジェネリック医薬品では供給不足が続いているため、KPI達成は困難度が高い。

【評価 A】

ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットやホームページを活用し、積極的に広報を実施したことと、KPIを達成したことを評価する。

引き続き、周知広報に努め、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、船員保険財政の改善につなげていただきたい。

また、バイオシミラーの使用促進においては、使用状況等に関する分析結果を生かし、バイオシミラーの認知度向上に向けた周知広報に取り組まれたい。

(2) 戰略的保険者機能関係

③ 情報提供・広報の充実

日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書には、「船員保険丸」を同封し、保険証の新規発行が終了することや、マイナ保険証及び資格確認書、資格情報のお知らせに関する周知広報を積極的に行つた。

また、マイナ保険証利用率率向上を図るために、「マイナ保険証のはなし」を新たに作成し、受診方法やQ&A等加入者や船舶所有者が知りたい内容を掲載し、周知広報を実施した。

ホームページについては、制度改正や災害対応等の情報発信を強化することや、封筒等に二次元コードを表示し、ホームページを積極的に行つた結果、アクセス数が1,201,048件（令和5年度は1,075,580件）となり、KPI(1,075,580件以上)を達成した。

そのほか、船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担う担当者を「船員健康づくりサポートー」として委嘱した。電話による登録創奨、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信など

により周知を行い、令和7年3月末時点で284名（前年度比117名増）と着実に委嘱者数を増やした。「船員の健康づくり宣言」へのエントリー数を増やしたことや、意識、行動変容につなげたことを評価する。今後も、船員の特殊性を加味した分析を実施し、新たな施策につなげ、加入者の健康保持増進に努めらねたい。

【評価 B】

納入告知書への同封チラシや業界紙、ホームページ、メールマガジンなどにおいて、マイナ保険証の利用促進に向けた周知広報を丁寧かつ重層的に実施し、円滑な制度移行につなげたことを評価する。

また、総媒体の広報物や封筒等にホームページの二次元コードを表示し、ホームページへ誘導する取組を行い、KPIを達成したことを評価する。引き続き、ホームページやメールマガジンも活用しながら、加入者及び船舶所有者に、船員保険制度への理解をより深めていただけるような広報に努められた。

また、情報提供及び広報の更なる充実を図るべく、取組の効果を定量的に把握・評価できるよう、新たな指標の設定についても検討された。

【組織・運営体制関係】

① 人事・組織

① 人事制度の適正な運用

人事評価結果を賞与や定期昇給、昇格に反映すること等により、実績や能力本音の人事を推進した。また、人事制度については、令和7年度以降の見直しに向けて、複数型の人事制度の導入や専門職員の待遇等を見直すこととし、契約職員の役割・職種を新設することとした。そして、改正内容やその目的について職員に丁寧に周知するとともに、システム改修等の準備を進めた。

また、幹部職、管理職及び一般職の全ての職層に対して各階層に求められる役割に必要な知識を習得するための階層別研修や、データ分析担当者のための研修を実施した。

② 战略的保険者機能関係

④ 調査・研究の推進

令和4年度及び令和5年度に歯科に係る分析を行い、船員保険被保険者には、歯科の受診率が高いといふことや、う蝕や歯周疾患の重症化率が高いといった特徴があることがわかった。このような分析結果を踏まえ、被保険者自身が歯・口腔の状況に关心を持ちセルフケアに取り組むことができる環境を整備することが必要であるため、令和6年から「船員デンタルケアキット」の提供を開始した。

「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者への支援メニューとして提供したことにより、10社を超える船舶所有者が、船員デンタルケアキットをきっかけとして、アクティブコースにエントリーした。また、アクティブコース88社の内57社から利用申込があり、2,009名の被保険者に活用いただけた。

効果検証を実施したところ、船員デンタルケアキットを利用した被保険者の利用後6ヶ月間の歯科医療受診率は46%になり、未利用者の受診率を28%上回る結果となった。

【評価 B】

昨年度までに行なった分析結果を踏まえ、船員デンタルケアセットの提供を行

【評価 B】

① 人事・組織

② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人材配置

標準人員を踏まえ、適材適所の配置や人材育成、組織の活性化や課題解決及び本部機能強化を図るため、本部や支部間ににおける全国規模の人事異動及び支（本）部内の配置換えを行った。また、各支部・本部の人員については、加入者数や新業務システムの導入の効果、今後の協会組織の在り方の検討等を踏まえ、生産性の向上を図るため、全支部の業務量の調査を行い、人材配置の抜本的な見直しを行った。

【評価 B】

① 人事・組織

全国規模の人事異動等により、適材適所の人員配置や人材育成、組織の活性化等を行なったことや、全支部の業務量の調査を行い、人材配置の見直しを行った。

たことを評価する。
今後とも、業務量調査の分析により判明した課題点と組織全体の体制変革を踏まえながら、各職員が能力を発揮でき、組織として業務遂行に効果となる配置基準に基づき、努めたい。

③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

本院は既存品をより充実するにいたり、より力を十分に發揮するにいたり、これが目的になります。そこで、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を高めるとともに、「現場で育てる」という組織を補完する集合研修・自己啓発を効果的に組み合わせることで、職員一人ひとりが風土の醸成を進め、計画的な人材育成に取り組んだ。

付けやマネジメント能力が向上する研修を実施した。協会が保有するビッグデータの更なる活用のため、職員の統計分析能力向上が図れるよう、統計分析の基本的知識にかかる研修を、主任及びスタッフを対象に実施した。

【評價 B】

○JTを中心とした人材育成、階層別研修に着実に取り組んだこと、特に、戦略的保険者機能の強化を意識した統計分析の研修を行ったことを評価する。引き続き、統計・データ分析をはじめ様々な分野の知識の習得によりスキル向上を図り、個々の職員の持つ能力が十分に発揮されるよう、研修の充実に努めるとともに、戦略的保険者機能の更なる強化のための人材育成や、若手職員育成に注力されたい。

人言·烟燭

論文 方言改革の推進

協会における健健康経営の基本方針を策定し、令和6年10月1日に健健康宣言を行い、勤務時間内の禁煙や、体操、ストレッチを必須とする「協会職員健康づくり基本ルール」を定め、全職員で取組を開始した。
また、各支部の超過勤務・年休取得状況を可視化したりえで、計画的な休暇取得の促進など働き方改革意識の向上に努めるとともに、夏季休暇や子の看護等休暇の拡充、「治療サポート休暇」(がん等治療)及び「出産サポート休暇」(不妊治療)を新設し、治療を受けながら安心して働き続けることができる環境整備に取り組んだ。

[B]

健康宣言を行い、勤務時間内を禁煙することや職場全体での体操やストレッチを中心としたことなどを盛り込んだ、協会職員健康づくりルールを定めたこと、夏季休暇や看護等休暇の拡充、治療サポート休暇、出生サポート休暇を新設し、引き続き、ワーカライフガラントリーを確実に取り組んだことを評価する。引き続き、働きやすい職場環境となるよう、福利厚生制度の整備に努められた。

人壽・期權

⑤見通しのよい細縄づくり

協会職員が共通の目的意識をもつて保険者機能を發揮することができるよう、研修や各種会議の場を通じた職員間の意見交換・情報提供を積極的に行い、協会本部・支部間及び各支部間の連携を強化するとともに、全員参加型の組織運営を実現する取り組んだ。

また、令和7年1月より、協会全体での情報共有や職員間のコミュニケーションの促進を目的として、社内報の発行を開始した。

さらに、全国転勤に不安を抱える職員への支援として、各職場の雰囲気やお土産を紹介する「お土産マップ」を作成し、情報発信を行っている。

【評価 B】 本部・支部間や各支部間の連携を強化するために、研修や会議での意見交換・情報共有を行った。今後は、「風通しのよい組織」像を組織全体で共有した上で、保険者機能の発揮に取り組むことができるよう、職員の意見を取り入れながら本部・支部間の意見交換・情報共有に取り組むことを評価する。

人壽・相繼

⑥支那の取組の向上

支部業績評価制度については、支部業績評価検討委員会において令和5年度の支部の取組を可能な限り適正に評価し、他支部との比較を通じて支部間競争

また、令和6年度における評価方法について、支部の規模による評価の視点を踏まえ、協会全体の業績向上に努めることなどを実現するため、どの見直しを行った。

[評述 B]

支部業績評価検討委員会において、支部の取組を公正に評価したことや、更

に適正な評価が行えるよう、支部の規模による評価の観点などの見直しを行つたことを評価する。
各支部の地域特性などの条件を踏まえ、適正に支部業績評価を実施し、ひいては支部職員の士気向上に資するよう、引き続き運用及び見直しに努められたい。

II) 内部統制等

(1) 内部統制の強化

事務処理課りについては、重要な事案の発生原因や再発防止にかかる②ランニングを着実に行うとともに、業務手順を明確化する等のため、各業務マニュアルの改正を行つた。また、全支部で、リスクの洗い出し、分析・評価を行い、予防措置対策を実施した。なお、全支部で実施するにあたり、令和5年度に九州・沖縄ブロックで先行実施した内容を踏まえ、「リスクの予防措置取組ガイド」を策定した。また、リスク管理体制整備の一環として、カスタマーハラスマント対策プロジェクトチームを設置し、支部における発生状況等を調査するとともに、カスタマーハラスマント対策基本指針を策定した。

内部統制の考え方や事務処理課り、防止に向けた取組等を題材とした「内部統制NEWS」を、5回発行した。

(2) 評価 B

業務マニュアルの改正を行い、組織全体の再発リスクを低減する取組を実施したことや、令和5年度に先行的に実施した予防措置対策を全支部に拡大し、リスクの発生を事前に抑制する仕組みの整備に努めたことを評価する。引き続き、リスク管理や事務処理課り再発防止にかかるマニュアル等の整備やリスク発生を事前に抑制する仕組みの整備など、内部統制の強化に努められたい。

II) 内部統制等

(2) 個人情報の保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する基礎知識及び協会で実際に発生した漏えい事案等を題材とした②ランニング研修を3回実施した他、階層別研修において、個人情報の保護に関する法律の概要や協会における個人情報の取り扱いを題材とした講義を実施した。また、本部及び支部において個人情報保護管理体制委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた現状の把握と問題点の是正等を行つた。

(3) 法令等規則の遵守（コンプライアンス）の徹底

全職員を対象に職場環境（職場風土）アンケートを実施し、結果を踏まえたコンプライアンス推進活動計画を策定したうえで、実態に即した推進活動に取り組んだ。コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス通信の発行、ポスター等での啓発を行った他、②ランニングにより全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスマント防止研修を実施した。支部長及び企画総務部長を対象とし、支部運営における適切なリスク管理やハラスマントに起因する問題への対応について集合形式での研修を実施し、ハラスマント知識・対応力の向上を図った。

II) 内部統制等

(1) 内部統制の強化

全職員を対象に職場環境（職場風土）アンケートを実施し、結果を踏まえたコンプライアンス推進活動計画を策定したうえで、実態に即した推進活動に取り組んだ。

コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス通信の発行、ポスター等での啓発を行った他、②ランニングにより全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスマント防止研修を実施した。支部長及び企画総務部長を対象とし、支部運営における適切なリスク管理やハラスマントに起因する問題への対応について集合形式での研修を実施し、ハラスマント知識・対応力の向上を図った。

外部相談窓口として開設している「コンプラほっとライン」に寄せられた、人間関係の悩みやハラスマントに関する相談等について、それぞれ適切に対応した。

(4) 災害への対応

本部及び支部において、災害発生時の安否確認に係る訓練を実施するとともに、各拠点間の連絡体制の確認を目的とした衛星電話の訓練を定期的に実施した。また、災害発生時の本部の初動対応について、フロー図を作成し、マニュアル等とともに本部の各事務室に配備した。

新たな取組として、全職員を対象に災害発生時の初動対応に係るeラーニング研修を実施した。

【評価　B】

災害発生時の安否確認に係る訓練や衛星電話の訓練を定期的に実施したことに加えて、初動対応にかかるeラーニング研修の実施など、災害へ備える取組を行ったことを評価する。

災害が頻発していることを踏まえ、引き続き、各種マニュアル等の見直しや訓練及び研修を実施し、大規模自然災害等に備える体制整備に努められたい。

II) 内部統制等 ⑤外部環境の変化に対応した組織ヒュリティ体制の整備

技術的対策としてSOCチームによる日々の監視や、業務用システムと外部接続環境の物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入を実施した。人的対策としては、「令和6年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ教育や研修・自己点検等の取組を実施した。また、情報セキュリティインシデントの防止策を題材とした、「協会けんぽばせキュリティ通信」を4回発行することで、支部における情報セキュリティへの取組や理解度の向上を図った。

情報セキュリティインシデント発生時の被害の最小化を目指し、厚生労働省とインシデント対応訓練を実施し、対応能力の向上を図った。

【評価　B】

技術的対策や情報セキュリティ教育や研修・自己点検による人的対策を行い、情報セキュリティ体制の維持に努めたことを評価する。

以後もセキュリティ脅威の変化を常に注視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられる。

II) 内部統制等

⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等

一者応札案件の削減に向けて、要因を探るため支部に対してヒアリング及びアンケートを実施した。「広告期間や納期までの期間の十分な確保」や「仕様書や競争参加資格の見直し」などといった効果があるとの意見が寄せられた取組については、全国支部長会議等で各支部に対し周知を図った。

その結果、一般競争入札に占める一者応札案件の割合は、10.7%となり、KPI(15%以下)を達成することができた。

そのほか、調達に関して、100万円を超えるものは一般競争入札を原則とし、

随意契約は、契約の性質上競争が困難な場合に限定し、調達審査委員会で審査した上で調達するよう努めた。

【評価　A】

RPIを達成したこと、支部へのアンケート調査及びヒアリング等を踏まえ、一者応札案件の削減効果があると思われる取組を、各支部に周知するなどの取組について評価する。

また、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るために、一般競争入札を原則とし、随意契約を限定的に行っていることも評価する。引き続き、調達先における適切な労働条件にも配慮し、契約の透明性を確保しつつ、一般競争入札による調達コストの削減を図り、適正な調達を進められたい。

III) システム対応

①協会システムの安定運用

協会の基盤業務である被保険者証の発行や保険給付の支払い業務について、システムの不具合による業務停止を発生させないよう、安定かつ継続的なシステム移転を達成した。

また、日々の運行監視と並行して、各種サーバやOSなどのバージョンアップに対応もを行い、システム運用の品質を落とすことなく実施した。

【評価　B】

加入者や事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させず、平時のシステム運用に努めたこと、またサーバ等のバージョンアップも日時業務に支障なく並行して実施できることも評価する。

引き続き、基礎的業務を支えるべく安定したシステム運用を行わねたい。

III) システム対応

②制度改正等に係る適切なシステム対応
令和5年6月にマイナーバー法等の一部改正法が成立し、令和6年12月の「被保険者証から資格情報のお知らせ発行への移行、及び資格確認書の新規発行」が必達となり、システム開発を短期間で進捗させる必要があつたが、システム切替による既存業務への影響を与えることなく、予定どおり12月2日にサービスインした。

資格情報のお知らせ及び資格確認書の交付のため、日本年金機構や支払基金とのテストを重ね、システム開発を行った。この他、保健事業システムの改修や訪問看護レセプト電子化に伴う対応、療養費の料金改定に伴うシステム改修など、複数の案件が同時に進行する中、ス

ケジュールの調整を行い、どの改修も制度施行に影響なく開発を進められた。

【評価 B】

現行の保険証からマイナ保険証への移行に必要なシステム改修については、非常に大規模な改修案件であるにもかかわらず、その他複数の新規システム改修案件も並行して対応し、システム障害を発生することなくサービスを提供したことを評価する。

今後生じる制度改正にともなうシステム改修案件についても、関係機関との緊密な調整を行うとともに、迅速な対応に努めたい。

III) システム対応

③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

令和5年1月にサービスインした業務システムの更なる機能向上のため、関係各部と連携し要点を整理し、現金給付システムにおける審査の効率性を高めるシステム改修やレセプト点検システムの点検効率向上等の対応を行い、業務効率化や事務処理誤り防止を図った。

定型的業務の効率化や人的ミスを減らすため、RPAツールの利用拡大や機能の追加を行った。また、紙媒体が主体となっている業務をデジタル化するデジタイゼーションへの取組や、生成AIの試行利用に向けて検討を行った。

【評価 B】

関係部署と連携し要点の整理をしたうえで、システム改修や機能の追加を行い、業務効率化や処理誤り防止に努めたことを評価する。

引き続き、業務効率化の効果が最大限得られるよう、現状のシステムの課題等を整理し、システムの機能向上に努めたい。

III) その他の取組

④中長期を見据えたシステム対応の実現

デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく電子申請システムの導入や公金受取口座支払いへの対応を推進するため、令和8年1月のサービスインに向けて令和6年度より設計・開発・テストを計画通り進めた。

また、令和5年1月に導入した各種機器が令和7年12月にリース期間満了を迎えるため、更改と製品群のバージョンアップ等の設定・構築・テストを進めた。

さらに、協会けんぽDXの実現のため、スマートフォン用アプリケーションの開発に着手するとともに、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、支払基金と「けんぽDX連絡会」を設置し、情報共有・意見交換を開始した。

【評価 B】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応と並行して、電子申請システムの導入や公金受取口座対応を推進するため、令和8年1月のサービスインに向けて設計等を計画通り実施したこと、その他のシステム対応についても運営なく進めたことを評価する。

今後も、長期間の対応が必要なシステム更改に向け、必要が検討を進めたい。